

平成 23 年度 第 1 回葛飾区特別職議員報酬等審議会会議録（要旨）

平成 23 年 12 月 21 日（水）

事 務 局	お待たせいたしました。 本日はお寒い中、また師走のお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 ただ今から、本年度第 1 回目の特別職議員報酬等審議会を開催いたします。 会長をお決めいただくまでの間、司会進行を努めさせていただきます、私は、総務部長の筈です。 よろしく願いいたします。 本審議会の委員の皆様におかれましては、今年度改選となりまして今後 2 年間の任期を務めていただきます。今回がその第 1 回目の審議会となるものでございます。 新メンバーの方もいらっしゃいます。どうぞ皆様よろしく願いいたします。 それでは、お手元に名簿を配らせていただきました。私のほうから名簿に従いましてご紹介させていただきたいと思います。
--------------	---

	(名簿にしたがって委員を紹介) 本日は、第1回目の審議会でございますので、まず、会長さんをご選出していただき、さらに会長の職務代理者を指名していただきたいと思います。 「葛飾区特別職議員報酬等審議会条例」によりますと、「会長は、委員の互選による」とされ、「会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する」と規定されております。 つきましては、早速ではございますが、会長さんをお決めいただきたいと思います。いかがでしょうか。 委員長 事務局一任でお願いしたい。 異議なし 事務局 それでは、事務局でということでもありますので、前任の会長さんに引き続き会長をお願いできればと存じますがいかがでしょうか。
--	---

委 員	異議なし
事 務 局	ただいま、異議なしとのご意見をいただきましたので、それでは引き続き前任の会長さんに会長をお願いしたいと存じます。 会長さんが決定しましたので、これからの進行は会長さんをお願いいたします。
会 長	皆様のご推薦をいただき会長という要職に就かせていただきました。 今後、皆様のお力添えをいただきまして、無事、この大任を果たすよう努めますので、よろしくお願いいたします。 それでは、ここで、会長の職務代理者を決めておきたいと思います。審議会条例によりますと、会長があらかじめ指名するものとなっておりますので、〇〇委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員	異議なし
会 長	では、〇〇委員さんよろしく願いいたします。 改めて、ご紹介いたします。
職務 代理者	ただいま、職務代理ということで、ご指名いただき ました〇〇でございます。精一杯職責を果たしていきたい と存じますのでよろしくお願いいたします。
会 長	それでは、ここで区長においで願いますので、しばら くお待ちください。事務局お願いします。 (区長入室)
会 長	それでは、青木区長からご挨拶をお願いいたします。
区 長	本日はお忙しい中、報酬等審議会にお集まりいただき

	誠にありがとうございます。 現在の経済状況は震災等の影響により大変厳しい状況であり、先日出されました特別区の人事委員会勧告もわずかではありますが、引き下げとなっております。 来年度は少しでも景気が良くなっていればと思いますが、現在は非常に厳しい状況でありますので、このような厳しい状況を踏まえながら、皆様には私区長や議員等の給料、報酬について十分な議論をいただければと思います。 それでは、よろしくお願いいたします。
会 長	青木区長より、ご挨拶・諮問文をいただきました。 ここで青木区長には、中座していただくこととなりますが、よろしくお願いいたします。 (区長退席)
会 長	それでは、早速ですが本日の会議に入りたいと思います。

事 務 局	最初に、ただいま本審議会に諮問されました案件を、事務局から配付し、朗読いたします。 お手元の諮問文をご覧ください。 23 葛総総第 869 号平成 23 年 12 月 21 日 葛飾区議会議員の報酬及び特別職の給料等について、葛飾区特別職議員報酬等審議会条例（昭和 39 年葛飾区条例第 37 号）第 2 条第 2 項に基づき、下記事項を諮問いたします。葛飾区長青木克徳、葛飾区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに葛飾区長、副区長及び常勤の監査委員の給料及び期末手当の額について 以上が諮問文でございます。
会 長	区長から諮問された案件は、ただ今の朗読のとおりでございます。 これから、審議に入るわけですが、その前に、本審議会の会議と会議録の公開、非公開につきまして、決めておきたいと思います。

	会議につきましては、公正かつ円滑な議事運営が損なわれる恐れもございますので非公開といたしたいと思 います。 また、会議録につきましては、発言者の氏名を伏せた 要点記載の会議録を作成し、これを情報公開の対象とす ることにいたしたいと思いますが、何かご意見がござい ましたらお願いいたします。
委 員	異議なし
会 長	ありがとうございました。それでは、会議につきまし ては、非公開とし、会議録につきましては、発言者の氏 名を伏せた要点記載の会議録を情報公開の対象といた します。 それでは、本年 10 月 28 日に出されました「特別区人 事委員会勧告の概要」を始め、配付されている資料につ きまして、事務局より説明を受けたいと思います。 事務局お願いします。

事 務 局	(平成 23 年度 第一回葛飾区特別職議員報酬等審議会資料に沿って、人事委員会勧告の内容、特別職議員報酬等改定の推移、各区の審議会の開催状況と答申内容、議員及び区長等の葛飾区の 23 区における報酬・給料の年収総額の順位について説明)
会 長	ただ今、事務局より諮問の内容などにつきまして説明がありました。 各委員さんからご意見をお願いいたします。
委 員	昨年度の答申の結論をお示ししてもらえますか。
事 務 局	昨年度の答申の結論を読み上げさせていただきます。 特別職の職責の重要性、特別区人事委員会勧告、他の特別区の改定状況、社会経済情勢等の各要素を勘案の上、現在の本区における特別職の報酬等の現状について総合的に審議した結果として、当審議会としては次の結

	論に至った。 区議会議員の議員報酬の額については、現行の議員報酬の額を据え置くことが妥当である。 区長・副区長・常勤の監査委員の給料の額については、現行の給料月額から0.3%相当の額を引き下げることが妥当である。期末手当の支給月数については、区議会議員、区長、副区長、常勤の監査委員のすべての職において、現行の年間支給月数から0.15月を引き下げることが妥当である。 以上が昨年度の答申の結論でございます。
委 員	各区の状況を見るとほとんどの区の結論が出ているという理解でいいですか。
事 務 局	資料には、聞き取りであくまで現在の事務局としての方向性を聞いたものも記載しており、葛飾区と同時期に審議会を開催している区もあります。 そのような区については、次回開催には結論等をお

委 員	示しができるかと思います。 資料をみると分かるが、23 区の年収総額は上位から下位までいくらかも変わらない状況です。 例えば中小企業から見れば公務員の給料はとんでもないという見方もあるが、このようにほとんど年収が同じ状況にある中で、一つの区だけが大幅に下げたようなことはありません。 葛飾区のような下町の区は 23 区の下位になることも多いかと思います。順位が下ばかりでは職員の意欲低下にも繋がります。事務局が大変になるが、よその区の金額を踏まえながら計算をして 23 区の中位ぐらいになるようにすることが良いと思います。 一つ懸念しているのは、現在国家公務員の給料を大幅に引き下げることが検討されているが、そうすると区職員の給料も大幅に下がってしまうのではないかということに心配はしています。 いずれにしても 23 区で中位になるようにするのが良
------------	--

	いと思います。 ただ中小企業の立場からすると、人事委員会勧告は、50 人以上の事業所としているが、50 人の事業所もあれば 500 人の事業所もあり、給料が高い事業所ばかり参考にしているのではないかという見方もあると思います。
委 員	中位に近づけるということであれば、引き下げるとまた順位は下がります。現在の経済状況では引き上げるということは難しいので、据え置くということが良いということになるかと思いますが、いかがでしょうか。
事 務 局	現在の厳しい経済状況の中で、職員の給料は下がっており、人事委員会勧告も引き下げとなっています。 使用者の立場である区長が、職員の給料が下がっているのに据え置きというのは厳しい面があるのかなと思います。 景気が順調に上向いているときであれば順位を中位に上げていくということも検討できるかと思いますが、

委 員	職員の給料が下がっている中では厳しいのではないかと思います。 区長の立場に立てば、一番下位にしてもらったほうがみなさんに説明がしやすくなると思います。高額所得者の税金掛け率を上げるとしている中では上位にしようとか下位にしようとか手取りはあまり変わりません。 そうかといって自分の区の区長が一番下位でいいかというと、この審議会の意見としてはいかななものかという意見もあるかと思います。葛飾区がいつも下にみられてしまうのではなく、こういったことで中位にするのも必要ではないかという意見もあろうかと思います。
委 員	民間企業の立場に立つと、みんなの給料が下がると客は来なくなります。だから、給料が上がるほうがお客も増えていいのだが、このような状況の中で民間の労働者の給料は下がっています。 例えば、温泉で入湯税がかかるような金額設定では払

委 員	えない人が増え、それでは料金を下げようかとするそれはそれで厳しい面があります。 また、客を増やすために芸能人を招聘する金額も毎年下がっているようで、すべての金額が下がっているように思います。 タクシーも震災後は商売にならず、最近は持ち直してきているが、減車しなければ商売にならない状況です。 そのため、給料を下げており上げる要素はありません。 中小企業が多い葛飾で、区長が率先して給料を下げることを考えていかなければならないのではないのでしょうか。区議会議員も同様に、議員の数が 23 区で多いほうではないのでしょうか。35～6 人の議員数なら給料を下げなくても良いのではと思います。 他の委員がおっしゃるように給料を中位にするというのは一番無難ではあると思います。 つい最近、46 人の議員数を 40 人に減らしたばかりで
------------	---

	あり、葛飾区の議員が多すぎるということは無いのではないかと思います。 物を売る立場に立つと、公務員の給料を下げると景気が悪くなってしまい大変になります。
委 員	公務員は子どもをたくさんつくって社会貢献をするのが良いと思います。
委 員	公務員の給料は下げないので、その代わりに給料の半分は絶対に使うとすると景気は良くなると思います。
委 員	中位となると、23 区の平均となるが、人事委員会勧告はマイナス 0.2%であり、約半分の区が引き下げているため、職員の給与が下がっている中で、引き上げは難しいと思います。据え置きにすれば、少しは順位が上がるかと思い、据え置きにしていただければというのが私の意見です。

委 員	景気の状態や他区に引き下げが多い状況では厳しいが、中位ぐらいが良いという心情もあります。
委 員	現在、公立学校では給食費やPTA会費が払えない家庭もあり、教師が肩代わりしていることもあります。 他の委員の方の意見で、中位にするということもなるほどなと思いましたが、区長はこのような厳しい状況の中では下げていいよと考えるのではないかと思います。どちらでもいいとも思いますが、給料が下がっている中でもがんばっていますという姿勢を区長が見せることが、私たち区民には響くのではないかと思います。
委 員	商売で、お客が物を買わないことを実感しています。たばこの自動販売機なども売り上げが上がっていません。酒屋もたくさんの方が店を閉めています。 お金を貯めるばかりでなく使っていただけないと本当に厳しいと思います。

委 員	中位にしたいという意見があるが、据え置きという理屈が立たないと思います。自分たちの区長だから、中位程度の給料は貰ってほしいという意見も分かるが、区民感情からすると、景気も悪いし商売も厳しい状況だし、引き下げは仕方が無いのではないかと考えると思います。
事 務 局	例年だと職員と同様に引き下げており、△0.2%をあてはめると3万円程度しか減額となりません。資料をみていただくと分かりますが、引き下げても据え置いても順位はほとんど変わりません。今回の△0.2%では順位はほとんど変わらず、今の厳しい景気の中で順位を上げるということは厳しいのかなと思います。
委 員	葛飾区のイメージは下町のイメージが強く、がんばっているぞというところも見せたいと思います。先頭に立つ立場にいる区長の給料を下げるのではなく、据え置きにするのがいいと思います。

	また、目黒区が以前は中位くらいにいたが、現在は下位になっている。どういう理由でしょうか。
事 務 局	今回の勧告がマイナス 0.2%と少ない数字なので、金額はあまり変わらず、順位にあまり影響はできません。 また、目黒区については、経営改革をしており、平成 23 年 10 月から区長の給料を 10%さげていますので、更に順位がさがると思います。
会 長	皆さんの意見をお伺いし、ある程度みなさんの意見が分かりました。事務局からは何かありますでしょうか。
事 務 局	区長からは、最終的には審議会の意見を尊重したいが、景気の状況は厳しく、職員の給料が下がっている中で引き下げは仕方ないのではないかとということを聞いています。 一方、議員については、非常勤ではあるが現在活動が拡大化している中で専任化してきており、そのような状

会 長	況が踏まえられて報酬の据え置きが続いてきました。 今年度は震災などがあり非常に厳しい中で、どのようにするのがよいのかという議論があるかと思います。 また、今年度の他区の状況では引き下げと据え置きがほぼ半数であり、答申が出されている区も多くなっている状況ではありますが、更に他区の状況を見極めて行きたいと思います。 その上で今回の意見を尊重しながら、事務局の案を示し皆さんにお諮りしたいと考えております。 それでは、本日の審議会をそろそろまとめさせていただきたいと存じます。 特別区人事委員会は、一般職員の月額給与を△0.2%を勧告しており、23 区の状況はその勧告を参考に、特別職の給料及び議員報酬の改定について、各区様々な結論を出してきております。 本審議会においては、そうした各区の動きをさらに踏まえながら、震災の影響による区民感情や昨今の経済状
------------	--

	況なども見据えて、結論を出していきたいと考えております。 そこで、本日の皆さんの意見を十分に踏まえて事務局のほうで答申案を作成し、次回の審議会でお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	それでは、次回の日程を決めておきたいと思います。 各委員さんのご都合もあろうことかと思いますが、事務局で案はありますか。
事務局	条例改正の都合等もあり、平成 24 年 1 月 24 日（火）午後 2 時といたしたく、会場は、区長応接室とさせていただきます。
会 長	皆さんの都合はいかがでしょうか。 それでは、次回の会議は、平成 24 年 1 月 24 日（火）

	午後 2 時から開催することといたします。追ってご通知をいたします。
--	---

	以上をもちまして、本日の会議を終了いたしたいと存じます。ご協力ありがとうございました。
--	--